

佐賀県告示第 560 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 14 条第 1 項の規定により、次の知事監視製品の指定は失効した。

平成 29 年 10 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事監視製品の名称

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Sweet Frower」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER（販売名が Monster INAZUMA RED であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Flesh」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「BLUE SpiCe」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS（販売名が CIRCUS Merry であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Olivia」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Angel Rose」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Elley」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal girl BLACK aroma」と表示の

- ある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal Girl Pink aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「K2 Super（販売名が K2 スーパーであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「K2 Dove（販売名が K2 ダヴであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「GENESIS（販売名がジェネシスであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND ICE（販売名がダイヤモンドアイス であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Dorothy VTC（販売名がドロシー VTC であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND Speed（販売名がダイヤモンド スピード 2 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「expoiz Fire（販売名がエクスポイズファイヤー 3 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「HIGH TENSION（販売名がハイテンションであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉

末のもの

- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「JIN（販売名が仁であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 失効日

- 1の(1)については、平成27年5月12日
1の(2)及び(3)については、平成27年6月12日
1の(4)については、平成27年6月30日
1の(5)については、平成27年7月4日
1の(6)から(8)までについては、平成27年10月13日
1の(9)及び(10)については、平成27年12月25日
1の(11)については、平成28年3月10日
1の(12)については、平成28年3月19日
1の(13)については、平成28年8月26日
1の(14)については、平成28年10月17日
1の(15)については、平成28年12月5日
1の(16)については、平成29年2月6日
1の(17)については、平成29年3月6日
1の(18)については、平成29年3月17日
1の(19)については、平成29年4月11日

3 失効の理由

- (1) 1の(1)については、当該知事監視製品が条例第2条第3号に掲げる薬物を含有することが判明したため
(2) 1の(2)から(19)までについては、当該知事監視製品が条例第2条第6

号に掲げる薬物を含有することが判明したため